

公益財団法人岩手県林業労働対策基金無料職業紹介事業 個人情報適正管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県林業労働対策基金無料職業紹介事業運営規程(以下「運営規程」という。)第11条の規定に基づき、職業紹介事業における個人情報の適正な管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報の取扱責任者)

第2条 公益財団法人岩手県林業労働対策基金理事長(以下「理事長」という。)は、求職者の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じる者として、個人情報の取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)を置き、運営規程第9条に定める職業紹介責任者をもって充てるものとする。

(個人情報の取扱者)

第3条 取扱責任者は、個人情報の取扱者(以下「取扱者」という。)を置き、運営規程第9条に定める職業紹介担当者をもって充てるものとする。

(取扱者の研修)

第4条 取扱責任者は、取扱者に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年1回実施するものとする。

2 取扱責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講するものとする。

(個人情報の開示及び訂正)

第5条 取扱者は、個人情報に関して、求職者から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人の有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を、遅滞なく行うものとする。

2 取扱者は、前項の開示に基づき訂正(削除を含む。以下同じ)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、取扱責任者は求職者等への周知に努めるものとする。

(苦情の処理)

第6条 個人情報の取扱いに係る苦情処理担当者は、職業紹介責任者とする。

2 求職者の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合には、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理を行うものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、無料職業紹介事業の個人情報の適正な管理に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。